

2020年3月5日

国民民主党

代表 玉木 雄一郎 様

国際公務労連加盟組合日本協議会 (PSI-JC)

議長 川 本



男女平等社会の実現にむけた要請書

日ごろから男女平等社会の実現にむけ、精力的に取り組まれている貴職に対し、心より敬意を表します。

2020年3・8国際女性デーに際し、PSI（国際公務労連）加盟組合日本協議会（自治労、国公連合、全水道、ヘルスケア労協、全消協）は、全世界の女性労働者、労働組合やNGO、国際機関等と連携し、ジェンダー平等の実現と、その基盤となる公共サービスの拡充をめざし、国内外でのキャンペーンに取り組んでいます。

世界経済フォーラム「ジェンダーギャップ指数（2019）」において、日本は対象153カ国中121位と過去最低順位に転落し、この間の取り組みにもかかわらず、男女平等の格差がさらに広がっていることが明らかになりました。女性の持てる能力を十分に活用し、社会参加と方針決定機関への参画を進めることは、女性の尊厳と自己実現にとどまらず、日本の経済社会の発展にとっても重要なファクターです。

つきましては、積極的に男女平等に取り組んでいただきますよう、下記の通り要請いたします。

記

1. 男女平等参画社会の実現

- (1) 「第4次男女共同参画基本計画」に掲げた、男性中心型労働慣行等の変革にむけ、長時間労働をはじめとする働き方改革と男性の家庭生活への参画の促進につながる具体的施策を講ずること。
- (2) 指導的地位に占める女性割合30%を早急に達成すること。
- ◎(3) 男性の育児参画が促進されるよう、育児に理解ある職場環境をつくるなどの取り組みを強化すること。
- (4) 2018年に成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」をより実効性のあるものにするためにも、女性議員を増やすための環境整備や人材育成の

ための具体的な施策を講じること。

- ◎(5) 女性に対するあらゆる暴力を根絶し、女性の人権が尊重され、安心して暮らせる社会とするためにも、ILOの「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」批准にむけて国内の環境整備に取り組むこと。
- (6) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、関係省庁と連携を深め、被害者相談機能強化のための相談員養成と雇用の安定など、環境整備をはかるための支援措置を行うこと。
- ◎(7) 不妊治療のための休暇（休職）制度やドメスティック・バイオレンス休暇制度など、制度の新設・拡充および普及に取り組むこと。
- (8) 女性の人権やリプロダクティブヘルス・ライツを尊重する施策に取り組むこと。

2. 国内法の整備について

- (1) 国連女性差別撤廃委員会から再三の勧告を受けている選択的夫婦別姓制度について、速やかに必要な法改正を行うこと。
- (2) 性的指向や性自認等に関する差別を禁止する法整備を進めること。

以 上